○農林水産省令第二十二号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第十五号）の施行に伴い、並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十四条第二項第三号及び第四号並びに第十七条第二項の規定に基づき、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（基本方針の協議の手続） **第一条**　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第五項の規定による協議は、協議書及び同条第六項の規定により都道府県知事が公表しようとする基本方針を農林水産大臣に提出してするものとする。 ２　法第四条第七項において準用する同条第五項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。 （特定間伐等促進計画の協議の手続） **第二条**　法第五条第七項の規定による協議は、協議書並びに同条第八項の規定により市町村が公表しようとする特定間伐等促進計画及び当該特定間伐等促進計画の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。	（基本方針の協議の手続） **第一条**　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第四項の規定による協議は、協議書及び同条第五項の規定により都道府県知事が公表しようとする基本方針を農林水産大臣に提出してするものとする。 ２　法第四条第六項において準用する同条第四項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。 （特定間伐等促進計画の協議の手続） **第二条**　法第五条第六項の規定による協議は、協議書並びに同条第七項の規定により市町村が公表しようとする特定間伐等促進計画及び当該特定間伐等促進計画の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。
２　法第五条第九項において準用する同条第七項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類並びに当該変更に係る森林の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。 （特定植栽事業計画の記載事項） **第八条**　法第十四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特定苗木を植栽する土地に係る森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者 二　地ごしらえその他造林に関する事項 ２　法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。 （伐採及び伐採後の植栽に係る森林の状況の報告） **第九条**　法第十七条第二項の規定による報告は、伐採後の植栽の終わった日から三十日以内に当該伐採後の植栽の終わった日における森林の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。	２　法第五条第八項において準用する同条第六項の規定による協議は、協議書並びに変更しようとする事項及びその理由を記載した書類並びに当該変更に係る森林の区域を表示した図面を都道府県知事に提出してするものとする。 （新設）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十八条及び第二十条第四項の規定に基づき、林業種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎